

THE WEEKLY NEWS

2015～2016年度

No. 2504 (01) 2015年7月7日

国際ロータリー会長 K.R. ラビンドラン

国際ロータリー
第2790地区ガバナー 櫻 木 英 一 郎

第5分区分ガバナー補佐 吉 岡 諭 史

鴨川ロータリークラブ

会 長 脇 坂 保 雄

副 会 長 小 篠 隆

幹 事 小 高 由 加 里

会 報 古 市 一 雄



=今週のプログラム=

7月7日 第1回記念例会

会長幹事就任挨拶

=次週のプログラム=

7月14日 クラブ協議会

委員会活動計画発表

例会日 (火) 12:30～13:30

例会場 鴨川シーワールドホテル

事務所 〒296-0001

鴨川市横渚697

伊藤胃腸科クリニック内

URL <http://www.kamogawa-rc.com>

TEL・FAX 04-7093-2001

第44回 例会 報告

日時：平成27年6月30日 18:30～

夜間例会（鴨川館）

- | | | |
|-----------|---------|---------------------|
| 1、点 鐘 | 会長 土田育子 | 4、出席報告 |
| 2、会長挨拶 | 会長 土田育子 | 5、今年度役員慰労会・次年度役員激励会 |
| 3、ニコニコタイム | | 6、点 鐘 |

会長挨拶 会長 土田育子



皆さん、こんばんは。

いよいよ今日のこの例会が今年度最後の例会となりました。一年間ご協力頂きましてありがとうございました。

ラグビーの言葉でしょうか、一人はみんなの為に、みんなは一人の為にと言う言葉があります。

私の為にと言う訳ではありませんが経験不足、未熟な私を会長と引き立てて下さった事に心から感謝致します。

今夜は今年度、委員会で活動して下さい下さった皆さんの慰労、会員皆様のご健勝、小篠幹事へのお礼とともに次年度たいへんお忙しいとわかっていながら会長幹事を受けて下さった脇坂エレクト、小高会員へのご協力を皆さんにお願い致しまして感謝、感謝の宴としてお過ごし下さい。

皆さん、一年間本当にありがとうございました。

*ニコニコボックス

氏 名	メ ッ セ ー ジ	氏 名	メ ッ セ ー ジ
金 井 輝	お疲れ様		

* 出席報告 出席免除会員 …… 4名

例 会 日	会 員 総 数	出 席	M . U	出 席 率 (%)
6 月 23 日	34	22	10	96.97%
6 月 30 日	34	34		100%

* 講師卓話

— 「マイナンバー（社会保障・税番号）制度について」 —

館山税務署長 尾 部 良 一

【はじめに】

平成 27 年 10 月からのマイナンバーの通知、平成 28 年 1 月からのマイナンバー利用開始まで、期間が迫ってきました。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の 3 分野での利用から制度がスタートします。従業員を雇用している事業者の皆様も税や社会保障の手続などで対応が必要になります。本日は、マイナンバー制度の概要、制度開始に向けた準備、法人番号などについてお話しします。

【マイナンバー制度の概要】

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

平成 27 年 10 月以降、市区町村から、住民票の住所あてに 12 桁のマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が簡易書留で郵送されます。マイナンバーは一生使うもので、特別な場合を除いて一生変更されませんので、ぜひ大切にしてください。

通知カード送付の際に「個人番号カード」の申請書が同封されますので、写真を添付して申請することにより、個人番号カードの交付を受けることができます。個人番号カードは、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が、裏面には個人番号等が表示されます。

個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できるほか、I Cチップに搭載された電子証明書を用いて e-Tax などの各種電子申請が行えるほか、図書館利用証や印鑑登録証などお住いの自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。表面は一般の身分証明書として広く利用することを想定していますが、裏面の個人番号については法律で認められた事務以外での収集等は禁止されていますので、裏面をコ



ピーすることなどは法律違反になるので、注意が必要です。

マイナンバーは、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の 3 つの分野のうち、法律か自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。平成 28 年 1 月以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。また、マイナンバーは、法律で定められた目的以外に他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

【制度開始に向けた準備】

今年 10 月からの番号通知以降は、従業員の番号取得が可能です。平成 28 年 1 月以降、税や社会保障の手続のために、それぞれの帳票等の提出時期までに、アルバイト等を含め全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。国税の申告等に関しては、所得税は平成 28 年分から、法人税は平成

28年1月1日以降に開始する事業年度に係るものから、法定調書は平成28年1月以降に金銭等の支払等が行われるものから、申請書・届出書は平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から、番号の記載が必要となります。

また、事業者は、マイナンバーやマイナンバーをその内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、組織として必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。従業者に対する監督も行わなければなりません。特定個人情報等の取扱いに当たっては、マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確化することが重要です。事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、ガイドラインでは、基本方針の策定、取扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を示しています（従業員の数が100人以下の中小規模事業者には特例を設けている）。

また、特定個人情報は、法律で限定的に明記された場合を除き保管してはならず、法律で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。一方、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令で定められた保存期間を経過した場合には、マイナンバーを速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

【法人番号について】

法人には法人番号（13桁）が指定され、個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

法人番号の通知は、平成27年10月から登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知書を送付することにより行う予定です。

法人番号が指定された法人等については、

- ①名称、
- ②所在地、
- ③法人番号がインターネット

（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表され、当該情報は誰でもデータダウンロードをすることが可能となります。

【最後に】

平成27年10月からのマイナンバーの通知カードが送付されるまで半年を切り、平成28年1月からはいよいよマイナンバーの利用が始まります。

個人番号の取得から廃棄までの流れを踏まえ、まずは組織体制をどうするかを決め、その上で対象業務の洗い出しなど、個人番号利用開始までの間、いつまでに何を行うかといったスケジュール策定などの対処方針を組織として決定することが必要です。

また、全従業員がマイナンバー制度を理解することも重要です。制度の施行に向け、事業者の皆様それぞれの企業内でも準備や職員研修を進めてください。

*今年度役員慰労会・次年度役員激励会（夜間例会） 鴨川館において

2014-15年度最後の例会は、夜間例会でした。土田会長・小篠幹事お疲れ様でした。





編集後記

・本年度、最後の例会は、恒例の夜間例会で締めくくりました。土田会長、小篠幹事には、毎週の例会運営について、大変お疲れ様でした。週報づくりに於いては、外部委託という形となりましたが、ブラザー印刷さんには大変お世話になりましたこと、紙上をお借りして、御礼申し上げます。

来年度は、鴨川ロータリー 55 周年に当たり、週報の重要性、広報の役割が、より求められようとしています。本年度以上に、気を引き締めて頑張りたいと思います。(K)